

第4期京都市食の安全安心推進計画(案)

(計画期間:令和8年度～令和12年度)
に対する意見の募集について

募集期間

令和7年12月9日(火)～令和8年1月16日(金)



京都市では、「京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例」(以下「食の安全安心条例」という。)に基づき、食の安全安心施策を総合的かつ計画的に推進するため、「京都市食の安全安心推進計画」(以下「推進計画」という。)を策定しており、市民や食品等事業者の皆様とともに、食の安全安心を確保するための取組を進めています。

現行の第3期推進計画の計画期間は令和7年度末までであることから、この度、第4期推進計画(案)を取りまとめましたので、市民や関係者の皆様からの御意見を募集します。

「第4期推進計画(案)」の概要は本冊子に掲載しています。

全文は京都市のホームページを御覧ください。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/pubcomment/hokenfukushi/0000347445.html>



応募方法

・京都市情報館(ホームページ)の意見募集フォーム

御意見は上記の京都市ホームページ内のリンクから入力して下さい。
意見募集フォームは12月9日(火)からアクセスできます。



・電子メール

メールの件名を「パブリックコメント」としていただき、メール本文に御意見を御記入ください。
電子メール送付先:kenkoanzen@city.kyoto.lg.jp

・FAX、郵送、持参

持参の場合は、平日の午前8時45分から午後5時30分までの間に以下の提出先にお越しください。
様式は自由ですが、本冊子の最終ページの「御意見応募用紙」を適宜ご利用ください。

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488 京都市役所北庁舎3階

京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課 食品安全担当

TEL:075-222-3429 FAX:075-213-2997

御意見の取扱について

- ①個人情報については、法令等を遵守し、適切に取り扱います。
- ②御提出いただいた御意見の主旨とそれに対する京都市の見解等は、京都市医療衛生企画課のホームページで公表します。
なお、御提出いただいた御意見に対する個別の回答はできませんので、あらかじめ御了承ください。

1 基本事項

(1) 計画策定の趣旨

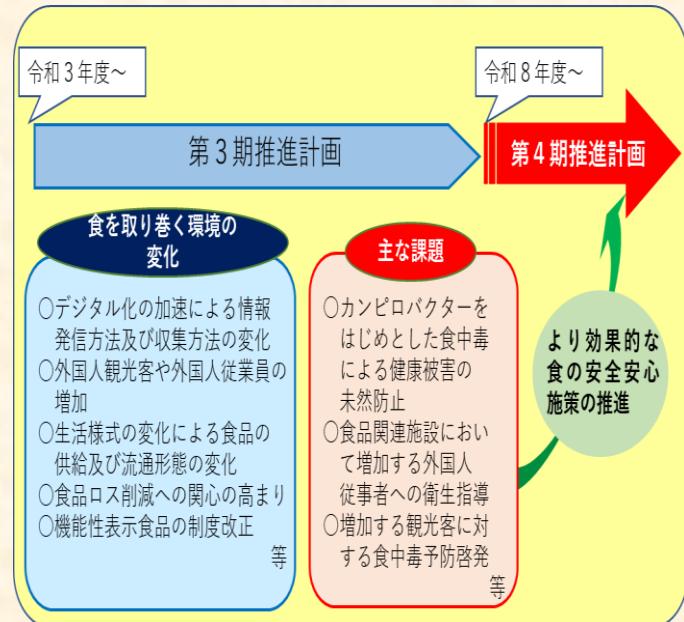
食の安全安心条例に基づき、5年ごとに策定しています。現行の第3期推進計画策定後も、新型コロナウイルス感染症蔓延の影響による生活様式の変化に伴う食生活の多様化や広域流通食品の増加など、食を取り巻く環境は変化し続けております。こうした状況を踏まえ、より効果的な施策の推進が求められていることから、条例の基本理念を基軸とした第3期推進計画の施策を承継しながら、第4期推進計画を策定します。

(2) 目指す姿

食の安全性が確保され、安心して食生活を営むことができる京のまち

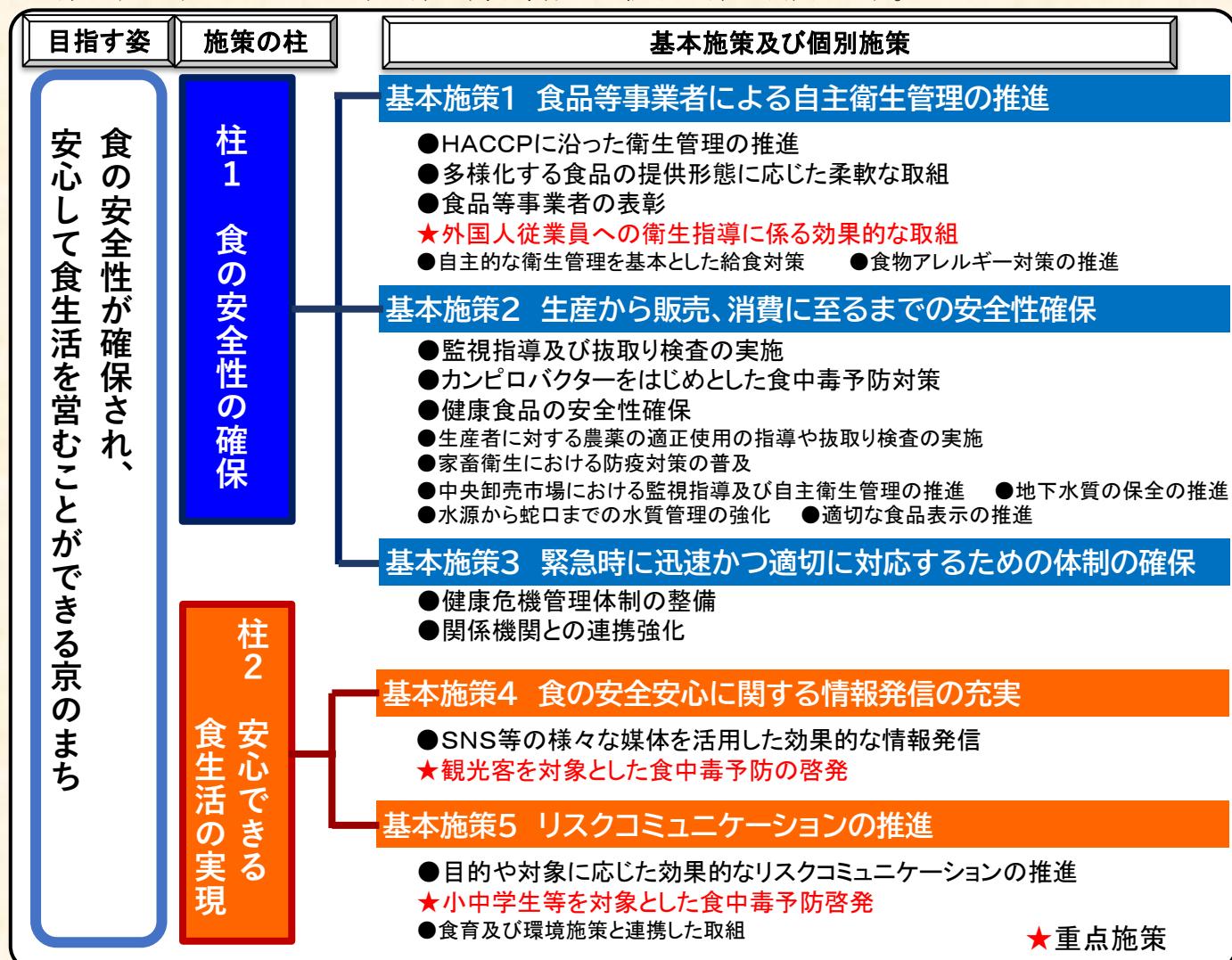
(3) 計画期間

令和8年度～令和12年度



2 施策の体系

「目指す姿」に向け、「食の安全性の確保」、「安心できる食生活の実現」の2つを施策の柱とします。施策の柱の下には5つの基本施策を掲げ、様々な個別施策を展開します。



★ 重点施策

3 個別施策

個別施策のうち、重点的に取り組む施策は以下の3つです。

重点施策① 外国人従業員への衛生指導に係る効果的な取組

近年、飲食店や食品製造施設においても外国人従業員の雇用が進んでいます。外国人従業員の衛生意識に対する考え方など文化の違いによる、食品等事業者が抱える問題や課題を把握し、外国人従業員への効果的な衛生指導に必要な情報を提供していきます。

重点施策② 観光客を対象とした食中毒予防の啓発

訪日外国人を含む京都市への観光旅行者は、コロナ禍以降、過去最高水準まで増加しており、今後も増加が見込まれることから、観光旅行者を対象に、旅先で食中毒にならないための注意点や万一食中毒になった場合の対応など、食中毒予防啓発に係る効果的な情報発信を行います。

重点施策③ 小中学生等を対象とした食中毒予防啓発

鶏肉の生食や加熱不足に起因するカンピロバクター食中毒が多発している中、その予防対策として、食品等事業者に対する監視指導の強化や自主的な衛生管理の徹底を図るとともに、鶏肉の生食等による危害(リスク)を事業者並びに市民に広く周知啓発することが必要です。

特に、カンピロバクター食中毒の患者は若年層に多く、安全な食生活を送るために必要な衛生知識を小中学生などの早い段階で身につけることが効果的と考えられることから、学校関係者の意見も聞き、小中学生を対象とし、食中毒予防に関する知識の普及啓発に努めます。

4 指標

個別施策の取組を総合的に評価する目安として、2つの施策の柱ごとに指標を設定します。

【柱1】食の安全性の確保

指標	目標	目標値/年	平均値 (H27～R6)
健康被害の防止			
重篤又は大規模食中毒発生件数	重篤(重体又は死亡に至る健康被害)又は大規模(患者数50人以上)食中毒の発生件数をゼロにする。	0件	1件
食中毒発生件数	食中毒の発生を減少させる。	10件以下	11件
安全な食品の流通			
見直し 市内製造食品に対する違反件数(行政処分を伴うものに限る)	市内で製造される食品の違反を減少させる。	0件	0件

【柱2】安心できる食生活の実現

指標	目標	目標値/年	平均値 (H27～R6)
食の安全安心に関する理解の促進			
情報発信回数	多様な媒体を通じ、情報の受け手(小中学生、訪日外国人を含む観光旅行者等)がニーズに応じた食の安全安心に関する情報を入手できる環境をつくる。	60回以上	53回
食の安全安心情報の受け手の人数	講習会やイベントの参加者、京都市のホームページやSNSの閲覧者等、食の安全安心情報の最適化を図りながら、受け手の人数の増加を図る。	10万人以上	105,135人※
市民向けリスクコミュニケーション参加者の理解度	参加者の理解度を把握して、実施内容等を継続的に見直し、参加者の理解の促進を図る。	100%	99.9%※

※「食の安全安心情報の受け手の人数」及び「市民向けリスクコミュニケーション参加者の理解度」は令和3年以降設定した指標であるため、R3からR6の平均値

「京都市食の安全安心推進計画(案)」に関する 御意見応募用紙 (応募期限:令和8年1月16日(金)必着)

1 本計画(案)全体について、御意見を御記入ください。

2 本計画(案)に掲げる個別施策について、御意見を御記入ください。(計画(案)記載箇所:11頁~17頁)

3 本計画(案)で設定している指標について、御意見を御記入ください。(計画(案)記載箇所:10頁)

(御意見に関連する項目に✓を御記入ください)

柱1 食の安全性の確保 柱2 安心できる食生活の実現 その他

4 その他、御意見がございましたら御記入ください(自由記入)。

御意見をまとめる際の参考にしますので、差し支えなければ当てはまる番号に「○」を御記入ください。

年 齢 1 20歳未満 2 20歳代 3 30歳代 4 40歳代 5 50歳代
6 60歳代 7 70歳以上

お住まい等 1 京都市在住 2 京都市内通勤・通学(京都市在住除く) 3 1、2以外

職 業 等 1 会社員 2 公務員 3 自営業 4 フリーター 5 主婦・主夫 6 学生 7 無職 8 その他

宛 先 京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課 食品安全担当 宛

FAX:075-213-2997

郵送・持参:〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488 京都市役所北庁舎3階

